

# まちづくりコミュニティフォーラム

VOL. 43

2008  
12



(航空写真)

写真は平成20年9月に撮影されたみらい平駅周辺の様子です。

駅周辺から徐々にまちづくりが展開され、現在もいたるところで建築が進んでおります。今年8月には地区内人口が3千人を突破しました。

つくばみらい都市計画事業 伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業 区画整理通信

## INDEX

- ・ 審議会・評価委員会の報告
- ・ 「任意の申出換地」への建設促進について
- ・ みらい平ナビ
- ・ TXのダイヤ改正について
- ・ 土地区画整理審議会委員選挙のお知らせ
- ・ おねがい



# 審議会・評価員会の報告

## ◆ 第39回 審議会開催の報告

日時：平成20年10月2日（木）  
場所：伊奈・谷和原現地事務所  
議題：仮換地の軽微な変更の処理について  
土地区画整理事業施行規程を  
定める条例の改正について  
土地区画整理審議会運営規則の改正について  
第4回事業計画変更(案)の概要について



## 「任意の申出換地」への建設促進について

当地区では、積極的な土地活用の意向を持つ方に対して駅前及び幹線道路沿いの一部と一般住宅用地を開放し、早期のまちの賑わいを果たせることを目的として「任意の申出換地」を導入しております。

おかげさまで、みらい平駅を中心に様々な建物の建設が一層進み、着実にまちが形成されつつある状況となっております。

「任意の申出換地」は以下の対象エリアに対して＜申し出要件＞がありますので、現在建築をされていない方につきましては、“早期の”着工をお願いいたします。



「任意の申出換地」の対象エリア	＜申し出要件＞
商業・業務施設用地（大規模，小規模対応）	・ 申し出の仮換地が使えるようになってから， <b>3年以内</b> に建物の建築に着手することが必要です。
幹線道路沿道施設用地（大規模，小規模対応）	
一般住宅用地（早期建設対応）	・ 申し出の仮換地が使えるようになってから， <b>2年以内</b> に建物の建築に着手することが必要です。

※なお、建築を検討される場合は、事前にまちづくりセンターへご相談下さい。







# 土地区画整理審議会委員選挙のお知らせ

現在の土地区画整理審議会委員は、平成21年2月で5年間の任期が満了します。よって、施行地区内の宅地の所有者及び借地権者から新委員を選出することになりますので、今後の選挙日程等についてご案内申し上げます。

## ● 今後の日程

項 目	期日（期間）
立候補受付 受付場所（現地事務所 ※）	平成21年 1月 8日（木）から 平成21年 1月18日（日）まで 受付時間：午前9時～午後5時 ※土・日・祝日も受付します。
立候補者の氏名，住所の公告 選挙場，投票時間，開票日時の公告 〔候補者の数が選挙すべき委員の 数を超えない場合は，投票を行 わない旨の公告〕	平成21年 1月29日（木） ※公告に関しては，県報に掲載します。
選挙期日（投票及び開票） 投票場（現地事務所 ※）	平成21年 2月 8日（日） ※立候補者数が定数を超えなかった場合は， 行いません。

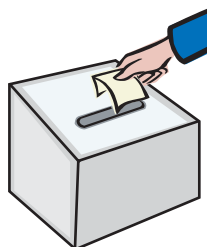
※現地事務所の場所：つくばみらい市西楯戸770-1（県道つくば野田線沿い「光明院」向かい側）

## ● 立候補の届出に必要な書類（当センターに用意してありますのでご連絡下さい）

ご自身で立候補する場合	「立候補届」
立候補者を推薦する場合	「立候補推薦届」，「立候補推薦届出承諾書」

## ● 注意事項

- ・選挙権及び被選挙権は、選挙人名簿に記載されている方のみ有します。
- ・選挙人名簿は、従前地に係る土地所有者及び借地権者を対象としておりますので、保留地購入者等には選挙権及び被選挙権はありません。
- ・立候補には一定の要件がありますので、詳しくは当センターまでお問合せ下さい。また、立候補の際は、受付期間中に本人又は推薦者が直接届出して下さい。
- ・宅地の共有者（区分所有のマンション含む）又は共同借地人は、代表者を一人選任していただく必要がありますので、「代表者選任通知書」（共有者全員の印鑑証明書を添付）の提出がない限り、立候補及び投票ができません。（「代表者選任通知書」の様式は当センターに用意してありますのでご連絡下さい。）



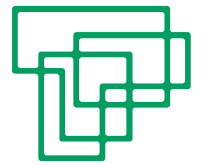
\*\*\*\*\*

詳しくは、下記までお問合せ下さい。

茨城県つくばまちづくりセンター

伊奈・谷和原地区整備部 区画整理第一課

Tel. 029-839-9762

**必ず届け出をしてください****住所及び氏名を変更したときは**

「住所・氏名変更届出書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

**所有権などの権利が変わったときは**

「所有権移転届出書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

**所有地を分筆したいときは**

法務局に申請する前に、つくばまちづくりセンターまでご相談ください。

**土地の区画形質の変更及び建築物・構造物の新築、増築、改装を行うときは**  
事前に、つくばまちづくりセンターまでご相談ください。**届出書の様式につきましては、つくばまちづくりセンターまでご連絡ください。**

※今後、重要な通知をお届けできなくなりますので、ご協力をお願いいたします。

**各種証明書の様式について**

仮換地証明書・底地証明書等の各種申請書の様式は、下記のつくばまちづくりセンターホームページの「権利者向け情報」からダウンロードできます。

**土地の売買について**

土地を売買する時は、仮換地の内容や清算金の有無等について、土地を購入する方に十分説明する必要があります。なお、区画整理登記前においては、従前地での登記となります。土地の売買等に関する質問は、つくばまちづくりセンターまでご相談ください。

**保留地の権利申告について**

つくばまちづくりセンターでは「保留地の権利申告」を受付しています。

保留地は、土地区画整理事業が完了するまで法務局に申請できないことから、この申告が融資等の条件となる場合があります。

詳しくはつくばまちづくりセンターに問い合わせさせていただくか、ホームページでご確認ください。

**まちづくりニュースのホームページ掲載について**

権利者の皆様にお配りしております本誌を多くの方にご覧いただける様、当センターのホームページへの掲載を開始しました。

また、その他にも権利者向けの情報や、土地の情報など役立つ情報を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

**ご意見・ご質問の問い合わせ先**

茨城県つくばまちづくりセンター

伊奈・谷和原地区整備部

区画整理第一課

TEL 029-839-9762

工務第一課

TEL 029-839-9763

つくばみらい市(谷和原庁舎)

特定事業推進課

TEL 0297-58-2111

つくばまちづくりセンターホームページ

つくばまちづくりセンター

検索

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class40/>**発行**

茨城県つくばまちづくりセンター

伊奈・谷和原地区整備部

区画整理第一課

〒300-2658

茨城県つくば市島名2335番地

(ウインズビル2F)

発行日

平成20年12月22日